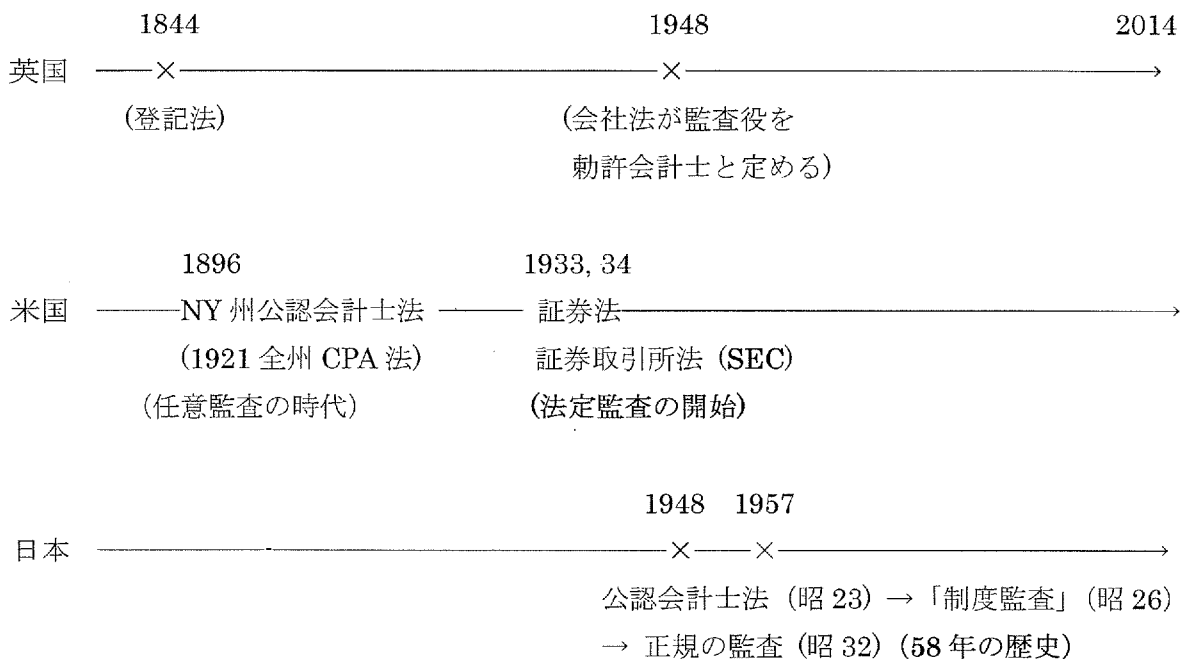


財務諸表監査の発展—アメリカと日本、最近の粉飾事件の教訓

公認会計士・監査審査会

会長 千代田邦夫

1 概史



- ・英国会社法は 1844 年以来監査役を設置し、1948 年会社法は監査役を「勅許会計士」と定める。
- ・米国では、「法定監査」以前に「任意監査」が 50 年間行われていた。
法定監査——連邦法である証券法（1933 年、「有価証券届出書」）及び証券取引所法（1934 年、「有価証券報告書」）が独立公共会計士（Independent Public or Certified Accountants）による監査済み財務諸表の SEC への届出を強制。
- ・日本の公認会計士制度は、英国に比べ 100 年の遅れ、米国に比べ 50 年遅れてスタート

2 米国職業会計士監査制度 150 年の歴史

[任意監査の時代]

1. 1860年代～1900年代（誕生と成長の時代）
英国の対米投資と勅許会計士の渡米、企業合併運動と英国会計士の活躍、
アメリカ公共会計士協会（1887 設立、AICPA の母体）、ニューヨーク州公認会計士法（1896、
CPA という称号） → 1921、全米が公認会計士法
2. 1910年代～1920年代（「量的」拡大期）
所得税法の職業会計士への影響（1917年、18年歳入法による高率課税、連結納税）、
株主宛財務諸表監査の発展（結果的には「経営者のための会計監査」）

[法定監査の時代]

3. 1933年～1939年（法定監査の開始）
有価証券法（1933）と証券取引所法（1934）の成立、SEC の設置（会計基準設定権限を保持するが、これを公認会計士業界に委譲、『官』と『民』の関係）
4. 1940年～1959年（GAAP 形成への努力：会計手続委員会）
AIA 会計手続委員会による会計原則の発表（「会計研究公報」）、企業結合会計・リース会計での Big 8 の衝突。大会計事務所の中小会計事務所の吸収と「繁栄」
5. 1960年～1972年（会計原則形成の葛藤：APB（会計原則審議会））
APB オピニオン（投資税額控除会計基準と合併会計基準の失敗）、コンピュータに伴う MAS の拡大と業界の「大繁盛」、AICPA の会計基準設定権限の喪失
6. 1970年代（嵐の70年代：議会による公認会計士業界の統制の危機）
会計士訴訟の増加、議会による公認会計士業界への介入→AICPA の自主規制
— ピア・レビュー（同僚検閲）、FASB の活動開始（1973）、
7. 1980年代（エクスペクテーション・ギャップ）
エクスペクテーション・ギャップ（監査基準—不正の発見+懐疑心（skepticism）、継続企業の監査等）
8. 1990年代（プロフェッショナリズムの危機）
銀行や貯蓄組合（S&L）や金融機関の倒産と公認会計士に対する訴訟の増加
9. 2001・2年～現在
「会計産業」の覇者 アーサー・アンダーセンの崩壊→サーベンス・オクスリー法の制定→
PCAOB（Public Company Accounting Oversight Board）の設置、
AICPA の監査基準設定権限の喪失

■ 現在

2002年7月30日、フランクリン・ローズベルト大統領の“ニューディール”以来、議会在ビジネス界に課した大改革といわれる“サーベンス・オクスリー法”(The Sarbanes-Oxley Act of 2002)が成立。その骨子は、以下のとおりである。

- ① 公開会社会計監督委員会 (PCAOB) の設置
- ② 公開会社を監査する会計事務所が同一の監査顧客に対して非監査業務を実施することの禁止 —— 非監査業務には、内部監査に係る外部委託、財務情報システムの整備又は管理、会計帳簿の記帳の代行と財務書類の調整等、財産の鑑定又は評価、保険数理業務、人的資源の提供業務、投資アドバイザー業務、法的サービス等が含まれる。ただし、税務業務については監査関与会社の監査委員会が事前に了承した場合には認められる。
- ③ 経営者の内部統制報告書に対する外部監査
- ④ 監査人のローテーション —— 監査パートナーとレビュー・パートナーは5事業年度ごとに交代する。
- ⑤ 監査委員会の役割の強化 —— 監査委員会は監査人の任命・報酬・監視についての責任を負う。監査委員会は独自に専門家やアドバイザーを雇用することができる。
- ⑥ 罰則の強化 —— 例えば、最高経営責任者 (CEO) 及び最高財務責任者 (CFO) は財務諸表を含む年次報告書等の開示書類が証券取引所法等に準拠して財政状態及び経営成績を重要な点で正しく反映していることを保証する旨の文書を開示書類に添付しなければならない。これに違反すると、100万ドルの罰金、10年以上の禁固、故意の場合には500万ドルの罰金、20年以下の禁固。

サーベンス・オクスリー法は、全米約15,000の公開会社及び米市場で有価証券が取引されている海外の約1,200社に影響を及ぼす。

■ “ビッグ6” (2014) ; Deloitte (3兆2,400億円) — トーマツ、PwC (3兆2,088億円) — あらた、E&Y (2兆5,829億円) — 新日本、KPMG (2兆3,420億円) — あずさ、BDO (6,453億円) — 三優・東陽、Grant Thornton (4,519億円) — 太陽 * GGI (4,593億円) — イデア

* 千代田邦夫著『闘う 公認会計士—アメリカにおける150年の軌跡』(中央経済社、2014年)

3 日本の公認会計士監査制度

■ 「着実に進展している」と評価 —— 1957年（昭和32年）以後58年の歴史

- ① 経営者の公認会計士監査に対する認識の高まり ← 国際会計基準による影響
 - ・ 連結会計、キャッシュ・フロー計算書、税効果、退職給付会計、一連の時価会計（子会社・関連会社株やその他有価証券、デリバティブの含み損、販売用不動産の含み損、減損会計）などを導入する中で、公認会計士監査の重要性が再確認された。
- ② 監査法人の体制と姿勢の変化
 - ・ 中央青山監査法人の解体（2007年7月）の教訓 —— 「投資者保護」の意識の向上
- ③ マスコミの関心の高まり —— 国際会計基準、継続企業的前提に関する情報、内部統制に関する重要な欠陥、意見不表明、監査人の交代、粉飾決算疑惑等に関するニュース
- ④ 「金融庁＋証券取引等監視委員会＋公認会計士・監査審査会」＝ SEC
- ⑤ 金融証券取引所の体制の強化
 - ・ 株式会社（日本取引所グループ）としての金融商品取引所の姿勢、質のコントロール

■ 課題

- 監査人の意見表明の判断基準 —— 「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」
 - 国際会計基準（IFRS）被監査会社の業務の大規模化、多角化、国際化、IT化等 → 監査判断の高度化
- 監査人の行為基準 —— 監査基準
 - ◎ 大きく変わったもの
 - ① 監査目的 — 適正意見の表明（不変）、そのための大前提が「経営者の不正の発見」
 - ② 監査リスク・アプローチの導入

*日本の監査基準（第一 監査の目的）平成14年（2002）改正

第一 監査の目的

財務諸表の監査の目的は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある。

財務諸表の表示が適正である旨の監査人の意見は、財務諸表には、全体として重要な虚偽の表示がないということについて、合理的な保証を得たとの監査人の判断を含んでいる。

〔監査実務的には、第2パラグラフが『主』、第1パラグラフは『従』〕

4 財務会計のフレームワーク

別紙

5 東芝問題

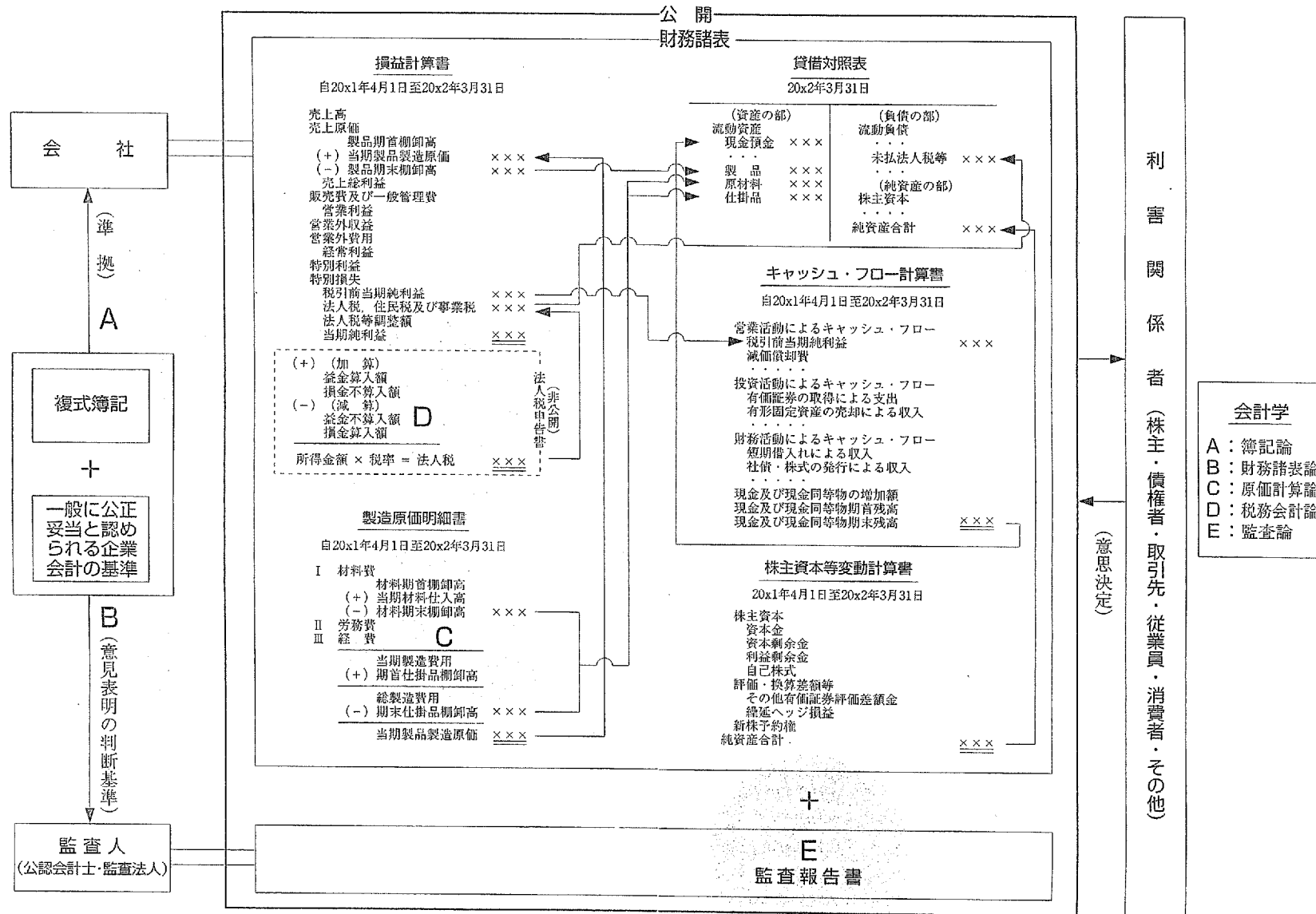
第三者委員会調査報告書（2008年度から2014年第3四半期まで）

① 工事進行基準	477 億円		
② 部品取引	592 億円		
③ 経費計上	88 億円		
④ 半導体在庫	360 億円	1,518 億円	
東芝自主チェック		44 億円	1,562 億円
有価証券報告書（最終）		税引前損益修正額	2,248 億円

6 会計は世界の言語である。会計人の活動フィールドは世界に広がっている

- ① 監査法人、公認会計士事務所、税理士事務所、
- ② 企業（経理・財務担当、組織内会計士・税理士）、コンサルティング会社
- ③ 政府機関（国税局、財務局、金融庁等）
- ④ 大学・会計大学院、研究所
- ⑤ 国連、OECD、国際銀行等

〔資料1〕 財務ディスクロージャーと会計の仕組み



+

E 監査報告書

会社

↑ (準拠) A

複式簿記

+

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準

↓ (意見表明の判断基準) B

監査人
(公認会計士・監査法人)

利害関係者 (株主・債権者・取引先・従業員・消費者・その他)

(意思決定)

会計学

A: 簿記論
B: 財務諸表論
C: 原価計算論
D: 税務会計論
E: 監査論

(千代田邦夫著『新版 会計学入門—会計・監査の基礎を学ぶ (第3版)』中央経済社、2014年2月)

千代田邦夫 略歴

1944年1月 埼玉県に生まれる
1966年3月 早稲田大学第一商学部卒業
1968年3月 早稲田大学大学院商学研究科修士課程修了
1968年4月－1975年3月 鹿児島経済大学助手、講師、助教授
1976年4月－1984年3月 立命館大学経営学部助教授
1984年4月－2006年3月 立命館大学経営学部教授
2006年4月－2009年3月 立命館大学大学院経営管理研究科教授
2009年4月－2012年3月 熊本学園大学大学院会計専門職研究科教授
2012年4月－2013年3月 早稲田大学大学院会計研究科教授
2013年4月－現在 公認会計士・監査審査会会長
経営学博士、公認会計士

1973年－74年 チュレイン大学大学院留学
1981年－82年 ライス大学客員研究員
1992年－93年 アメリカン大学客員研究員

著書

『闘う 公認会計士－アメリカにおける150年の軌跡』中央経済社、2014年3月
『新版 会計学入門－会計・監査の基礎を学ぶ』（第3版）、中央経済社、2014年2月
『監査役に何ができるか？』（第2版）、中央経済社、2013年3月
『現代会計監査論』（全面改訂版）、税務経理協会、2009年2月
『会計学入門－会計・税務・監査の基礎を学ぶ』（第9版）中央経済社、2008年3月
『貸借対照表監査研究』中央経済社、2008年1月
『日本の会計』上海財経大学出版社、2006年4月
『課長の会計道』中央経済社、2004年4月
『アメリカ監査論－マルチディメンショナル・アプローチとリスク・アプローチ』
中央経済社、1994年12月
『公認会計士－あるプロフェッショナル100年の闘い』文理閣、1987年12月
『アメリカ監査制度発達史』中央経済社、1984年3月

日経・経済図書文化賞、日本会計研究学会太田賞、
日本内部監査協会青木賞、日本公認会計士協会学術賞、辻 眞会計賞